

【資料-2】

信濃川水系学識者会議について

河川法の規定

河川法において、河川整備計画策定のための意見聴取として、下記のとおり規定されている。

学識者意見

【河川法第16条の2第3項】

河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、河川に関し**学識経験を有する者の意見**を聴かなければならない。

関係住民意見

【河川法第16条の2第4項】

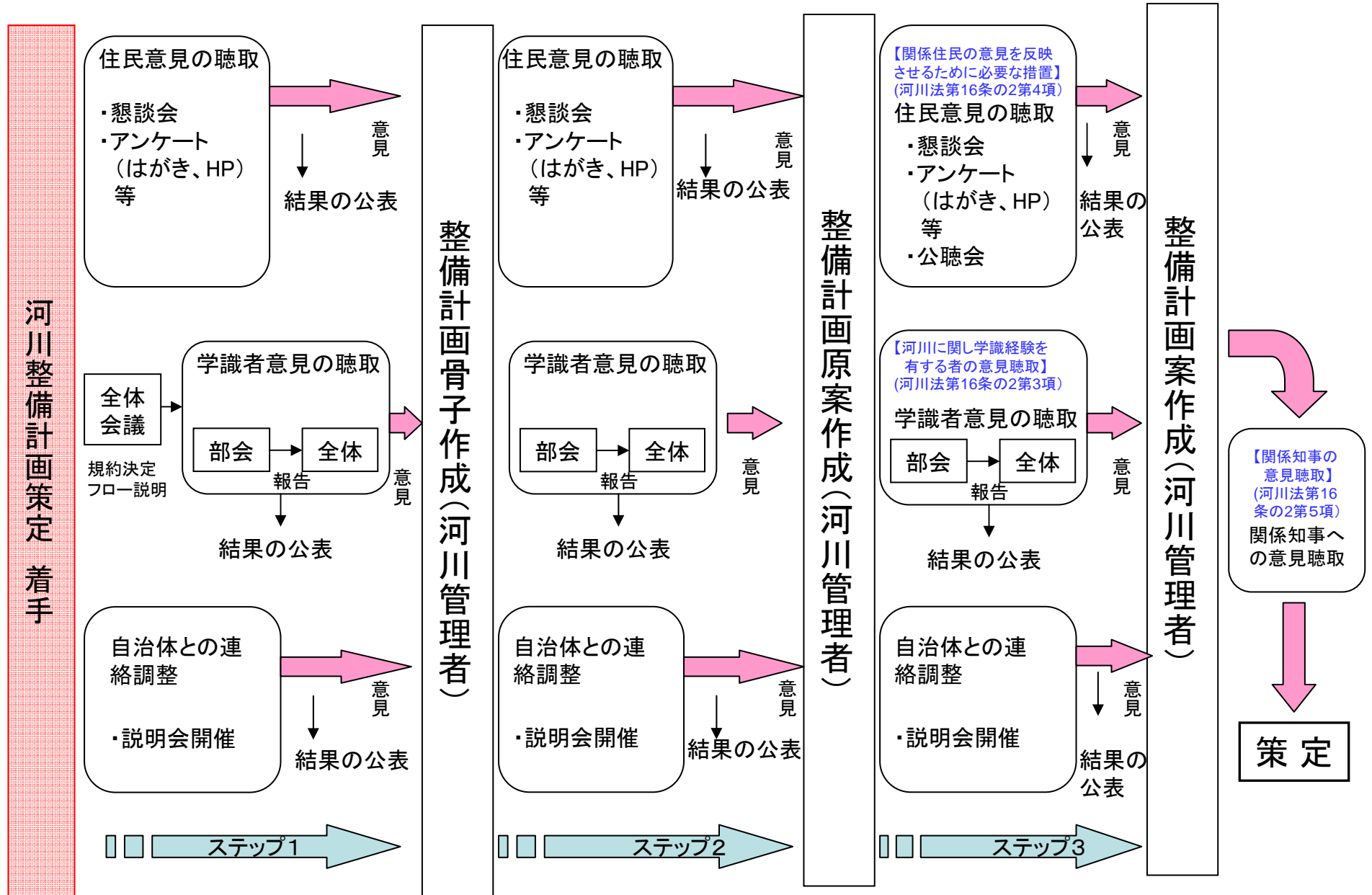
河川管理者は、前項に規定する場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等**関係住民の意見**を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

関係自治体意見

【河川法第16条の2第5項】

河川管理者は、河川整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、**関係都道府県知事又は関係市町村長の意見**を聴かなければならない。

信濃川水系河川整備計画の策定フロー



信濃川水系学識者会議の位置づけ・役割

●学識者会議の位置づけ

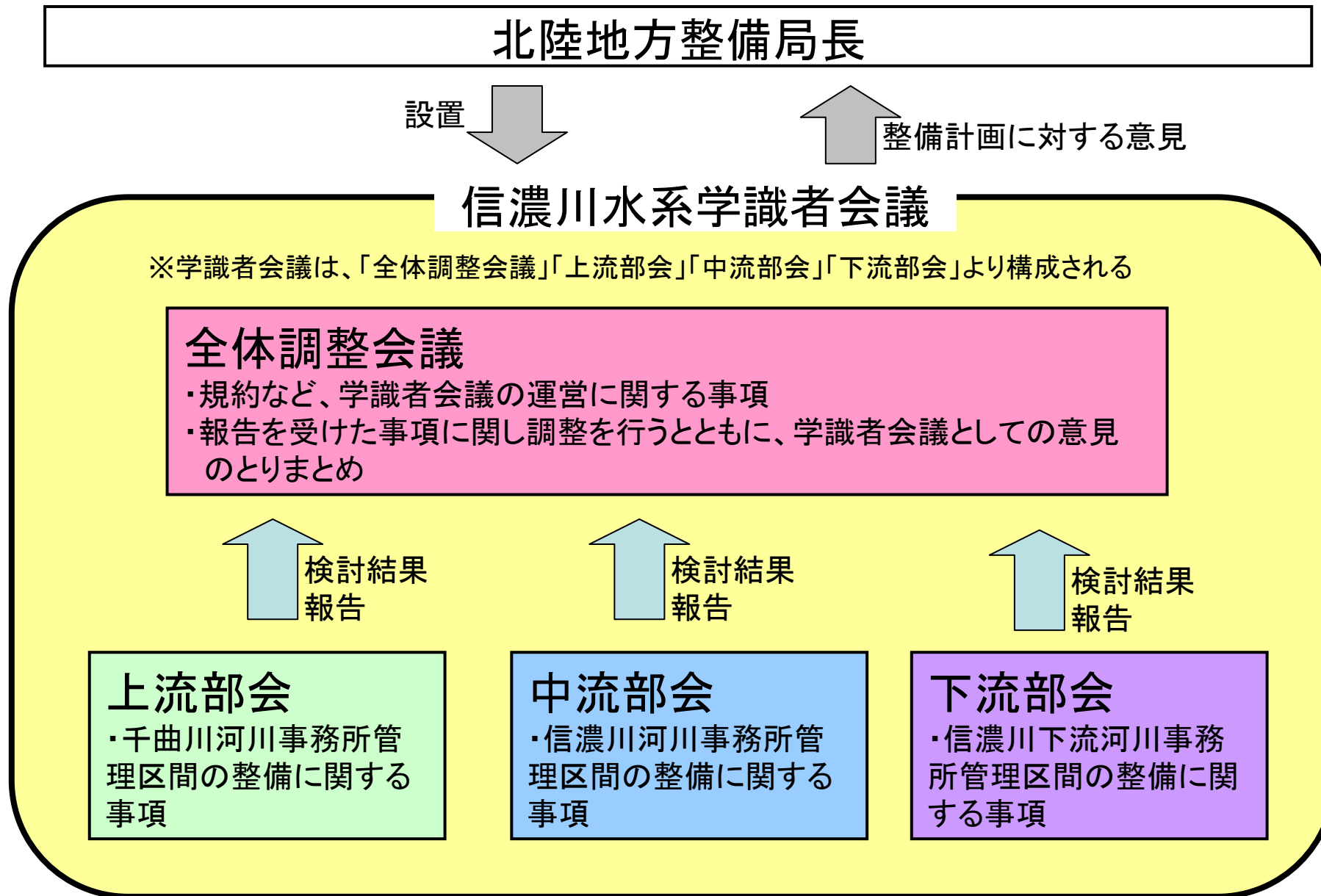
平成9年の河川法改正から、河川整備の長期的な方向性を示す「河川整備基本方針」と具体的な河川整備の実施に関する事項を定める「河川整備計画」が策定された。

「河川整備計画」の策定に際しては、「関係地方公共団体の長」、「学識経験者（信濃川水系学識者会議）」、「地域住民」等に意見を頂き、反映させる手続きを導入。

●学識者会議の役割

信濃川水系学識者会議は、信濃川の現状と課題を踏まえて、学識経験者として、信濃川の川づくりについての意見を述べる。

信濃川水系学識者会議の構成、各部会等の審議事項



信濃川水系学識者会議の流れ(案)

【河川管理者】

【学識者会議】

